

入院食事療養費について

お食事を提供した場合は、1食単位で1日につき3食を限度として算定いたします。



入院時食事療養費の留意点について

経管栄養（濃厚流動食）の場合には以下のように算定いたします。

詳しくは、主治医・看護師・管理栄養士へお尋ねください。

○経管栄養を1日4回に分けて提供した場合・・・1日3食にて算定

○医師による 1日給与量の指示がある 2回提供の場合・・・1日3食にて算定

